

「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」(素案)パブリック・コメント意見要旨及び区の対応(案)

No	ページ 素案	施策別	要旨	区の対応	区の考え方
1	25	障害者生活実態調査の結果概要	コロナ禍の影響について、障害者生活実態調査の結果を計画に記載してはどうか。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 「障害者生活実態調査の結果概要」には計画上関係する障害者生活実態調査の結果を優先度を考慮し、掲載しています。
2	45	基本理念	「バリアフリー社会の実現」の冒頭、「ノーマライゼーションの理念」を「ノーマライゼーションやインクルージョンの理念」と変更してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区障害者計画の基本理念の文言等については、新宿区障害者施策推進協議会で協議を重ね策定しています。今回のご意見はパブリック・コメントでの意見として、今後の参考とさせていただきます。
3	47	基本目標Ⅲ	「地域共生社会におけるバリアフリーの促進」の文章について、物理的なバリアフリーには、情報アクセシビリティの視点の追記が必要である。東京2025デフリンピックの開催に向けて、情報バリアフリーやコミュニケーションバリアフリーを促進することを追記することが必要である。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区障害者計画基本目標Ⅲ「地域共生社会におけるバリアフリーの促進」では個別目標7こころのバリアフリーの促進及び個別目標8福祉のまちづくりの促進を説明するものとしてこころと、物理的バリアフリーについて記載しています。 情報アクセシビリティの視点については個別施策⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実や個別施策⑧ 多様な手法による情報提供の充実の中で具体的な施策を載せています。
4	56	個別施策①	障害児のサービス等利用計画の作成を推進してほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 相談支援事業所の開設に当たっては、障害児相談支援を実施するよう働きかけを行ってまいります。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
5	56	個別施策①	障害種別や児童福祉・高齢者福祉の垣根を超えて連携し、ワンストップで相談できる「どんな相談にも対応できる相談窓口」が必要と感じる。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、基幹相談支援センター（障害者福祉課内）を中心に、ライフステージや障害種別によって異なるニーズに沿った総合的な相談に対応しています。一方で、専門性の高い相談については、相談支援拠点事業所（区立障害者福祉センター・区立障害者生活支援センター・シャロームみなみ風）、保健センター及び子ども総合センター等で対応しています。総合的な相談及び専門的な相談のどちらも相談支援の充実を図っていきます。
6	56	個別施策①	当事者（ピアサポート）の人材育成は対象を知的障害者や精神障害者にも広げ、区内の様々な会議体にも当事者として参加できる仕組み作りが必要である。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、新宿区障害者団体連絡協議会から推薦された委員が構成員となっており、当事者として参加できる仕組みがあります。
7	56	個別施策①	家族等の介護者が本人を介護できなくなった場合に備えてクライシスプランの作成と緊急時のニーズ把握、支援のネットワークづくりが必要。クライシスプランは民間の指定特定相談支援事業所でも作成に取り組んでもらえるよう、作成料を支払うことが必要である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 クライシスプランに関しては、参考様式を公開しておりますので、ご利用の相談支援事業所に作成相談をお願いいたします。現在のところ作成を委託化することは検討しておりません。
8	57	個別施策①	計画相談事業者のクライシスプラン作成を促せるインセンティブ（特に金銭的な）を創出してください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 計画相談支援給付費については、国の定めた基準に基づき加算も含め支給しています。
9	59	個別施策②	心身障害者巡回入浴サービスの利用回数の拡大をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在のところ、利用回数の拡大は考えていませんが、利用者の意見・要望や他自治体の状況などを踏まえ、今後も、適正な利用回数についての調査・研究を継続していきます。
10	59	個別施策②	区立あゆみの家で行われている入浴サービスの利用回数の拡大をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今後も生活介護事業として入浴サービスを行っていきますが、利用者の動向を踏まえ、適切に対応していきます。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
11	59	個別施策②	65歳以上の障害福祉サービスについては、一律に介護保険を優先するのではなく、本人の利用意向を尊重し利用できるようにしてほしい。	〇意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 必要なサービスを適正に支給決定するよう今後とも取り組んでまいります。
12	59	個別施策②	精神障害者に対して、身体・知的障害者と同様に、福祉タクシー・自立生活ホーム助成制度等の障害者福祉制度を都に求めるとともに、区独自にも推進してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 タクシー利用券の給付については移動に困難を生じている方を対象にしていません。 精神障害者を対象としたグループホームに対しては家賃助成等を実施しています。
13	59	個別施策②	「心身障害者福祉タクシー利用券」の利便性を高めてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 令和4年11月にタクシー運賃が改定され初乗り運賃が500円になったことに伴い、300円券を500円券に変更し、利便性を高めています。
14	59	個別施策②	リフト付きタクシーの委託台数を増やし、緊急時も利用できるようにしてほしい。重量のある車椅子も利用可能なタクシー台数を増やすよう業者を財政的に支援してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区のリフト付きタクシー運行委託事業では、重量のある電動車いすも利用可能な委託車両台数を2台確保し、利用日当日の18時30分までに連絡があれば夜間の利用も可能としています。また、リフトタクシーを保有する民間の事業者約100社と協定を結び、運賃、予約料、迎車料、及びストレッチャー利用料を補助するタクシー券等を交付しており、緊急の利用にも対応できる体制を整えています。
15	59	個別施策②	障害者の自家用車燃料費の助成額を引き上げ、対象枠の拡大を図ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 原油価格及び物価高騰による負担を軽減するため、令和4年10月から助成限度額を月額3,150円から3,510円に引き上げました。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
16	59	個別施策②	障害者とその家族に対して民間の駐車場の確保を支援し、駐車場料金の助成制度を設けてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 自家用車移動手段としている障害者とその家族への支援は、自家用車の燃料費助成を行っており、駐車場料金の助成は考えていません。
17	60	個別施策③	福祉ホームや在宅で療養している医療的ケアが必要な重度重複障害者に対する24時間対応の訪問看護体制を確立してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、障害者医療的ケア体制支援事業において、福祉ホームの職員を含む介護職が特定の利用者に対する特定の医療的ケアの実施を可能とするための研修を実施しています。
18	60	個別施策③	保健センターで行う精神障害者向けのデイケアを削減しないでほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 落合地区では、精神障害者を対象とした障害福祉サービス事業所などの社会資源が充実してきたため、平成26年度に落合保健センターでのデイケアを廃止しました。落合地区にお住まいの方においても不安なくスムーズにデイケアをご利用いただけるよう、各保健センターがセンター間や地域との関係機関との連携を密にして支援しています。 今後も区内4か所の保健センターの保健師がご本人やご家族の身近な相談窓口となり、様々な社会資源と連携を図りながら、精神障害者の生活支援を行っていきます。
19	60	個別施策③	小中学校の早い段階で精神保健教育を行ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 精神保健に関する教育は、「成長に伴う心の変化」や「心の健康」に関する学習を小学校の中学年と高学年の保健の学習で学んでいます。 今後も、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた精神保健教育を適切に実施していきます。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
20	61	個別施策③	心の病の早期発見と早期治療につなげるために、小学校高学年からの教育が必要である。小学校や中学校での教育に障害当事者や支援者が関わると良い。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 こころの不調の早期発見・早期治療のため、区ではライフステージに応じた普及啓発を充実させています。若年層に対しては、区内の中学1年生を対象に、精神疾患の正しい知識や相談方法について啓発するパンフレットの作成及び配布を行っています。 今後も引き続き、教育委員会と連携しながら、普及啓発に取り組んでいきます。
21	61	個別施策③	小中学校における「心の健康」の指導では、精神障害に対する正しい知識の普及啓発が図れるように精神保健教育を行ってほしい。保護者への啓発を行ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では平成25年度より、区内の中学1年生を対象に、精神疾患の正しい知識や相談方法について啓発するパンフレットの作成及び配布を行っています。配布にあたっては、併せて保護者向け・教員向けリーフレットも作成し、家庭や学校でより効果的に当パンフレットを活用できるよう工夫しています。 今後も引き続き、教育委員会と連携しながら、普及啓発に取り組んでいきます。
22	65	個別施策④	学校卒業後、放課後等デイサービスを利用できなくなり、就労継続が困難になる家族が増えている。家族の高齢化や障害当事者の障害の重度化によって地域生活の継続が困難になっている家庭もあるため、日中活動後や休日の支援が必要である。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後や休日の居場所として、また余暇活動の場としてのトワイライトケアや休日の支援の需要は認識しております。今後も引き続き、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後や休日に支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え実施を促す一方、事業実施を行う事業者に対しては、日中一時支援事業による給付費の支給等、安定した運営となるよう支援していきます。

No	ページ素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
23	65	個別施策④	障害児者と暮らす共働き家庭への支援として、福祉サービスの時間帯やトワイライト支援、余暇活動の場等を充実させていくべき。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後や休日の居場所として、また余暇活動の場としてのトワイライトケアや休日の支援の需要は認識しております。今後も引き続き、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後や休日に支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え実施を促す一方、事業実施を行う事業者に対しては、日中一時支援事業による給付費の支給等、安定した運営となるよう支援していきます。
24	65	個別施策④	区内における医療的ケア児者の短期入所の利用環境を充実させてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 医療的ケア児者を必要とする方の対応を行う「新宿けやき園」と「シャロームみなみ風」には看護師の増配置を行うための人件費の一部助成を行うなど、引き続き、医療的ケアを必要とする方が安心して利用していただけるよう支援していきます。 医療的ケアの可能な医療機関併設の短期入所施設については、必要に応じて東京都の施設を含めご案内してまいります。
25	65	個別施策④	生活実習所の建て替えによる短期入所の定員拡充にあたり、重度重複の肢体不自由児者の利用が可能になるようにしてください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 建替え方針を現行機能の拡充のみとしています。活動室だけでなく、短期入所のスペースもバリアフリーとし、車いすでもご利用できるようにする予定です。
26	65	個別施策④	障害児を受け入れるショートステイを増やしてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害児を対象とする短期入所について、新宿生活実習所の新施設では1床増床の予定です。またシャロームみなみ風では、緊急時については概ね小学5年生以上の知的障害児者（肢体不自由との重複含む）を対象としています。その他、NPO法人による事業所により小中学生を中心に短期入所の受入を行っていますが、今後、新規短期入所事業所の開設の相談があった際には、障害児のニーズを伝えていきます。

No	シペ素案	施策別	要旨	区の対応	区のお考え方
27	65	個別施策④	小学生が利用できるショートステイを生活実習所以外の施設でも早急に増設してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 生活実習所以外の施設について、シャロームみなみ風では、緊急時には概ね小学5年生以上の知的障害児者を対象としています。 この他、こどもソテリア東京四谷さんさんハウスが開設され、小中学生を中心に短期入所の受入を行っています。
28	65	個別施策④	ヤングケアラーの重層的な支援ニーズに対応するために、各部の連携による担当部署の設置、総合窓口の設置などを計画的に進めてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 関係部署でヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合には、子ども総合センターと区内4か所の子ども家庭支援センターの「子どもと家庭の総合相談」に繋いでもらい、個別の支援を行っています。
29	65	個別施策④	シャロームみなみ風のショートステイを安心して利用できるように対応する人員増に対し支援してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 「新宿けやき園」と「シャロームみなみ風」には看護師の増配置を行うための人件費の一部助成を行うなど、引き続き、医療的ケアを必要とする方も安心して利用していただけるよう支援していきます。
30	65	個別施策④	ショートステイ受付は利用者の要望を聞き公平なシステムに改善してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立施設における短期入所については稼働率も非常に高く、すべての利用希望に対応できていないことは区でも承知しています。今後も、公平で利便性の良い予約方法や緊急時の対応について研究していきます。
31	65	個別施策④	レスパイトサービスの利用回数を拡充してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 令和4年度より上限回数の月4回をなくし年間上限96時間とし、令和5年度よりさらに年間上限144時間として柔軟に対応しています。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区の対応	区の考え方
32	65	個別施策④	戸山サンライズの客室を借り上げて、短期入所に相当するような宿泊ができる体制をつくってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 なお、短期入所は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスであり、これに相当するような事業を行う考えはありません。
33	65	個別施策④	高田馬場福祉作業所内にショートステイを設置すること。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 短期入所事業を実施するためには法令の設備基準に基づく居室等や設備を備える必要があります。高田馬場福祉作業所において、多機能型事業所としての事業実施に必要な面積を確保しながらこれらに必要な面積を確保することは難しく、現時点において短期入所事業を実施する予定はありません。
34	68	個別施策⑤	心身障害者福祉手当を拡充してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 手当等の経済的支援については、第一義的に国や都の役割であり、各自治体で同様の支援が受けられることが望ましいと考えており、国や都の制度内に精神障害者を位置づけるように従来より働きかけています。 区としては、精神保健福祉手帳2級・3級については、就労関係などのサービス提供を主眼に対応していきます。
35	72	個別施策⑧	福祉に関わる支援者の人手不足が深刻である。特に精神障害分野は通所日数が読みにくく、定員の倍近い人数を登録する必要があるため、区としても障害特性に応じた事業所支援の充実をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区では人件費や家賃が高い地域での運営であることから、安定した事業所運営が行えるよう障害者就労支援施設運営費補助金の中で家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施しています。また、光熱費等の物価高騰による負担を軽減するため、高騰する光熱費等の増額相当分について補助を実施しています。 今後も、適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
36	72	個別施策⑧	就労移行支援、就労継続支援等の日中活動系の事業所への運営費補助を増額してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 就労移行支援、就労継続支援事業等の日中活動系事業所の運営費補助額について、本来、各施設は給付費収入により運営がなされるものと考えますが、サービス向上のため東京都補助基準の考えをもとにした新宿区障害者就労施設運営費補助の対象としているほか、家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施していますが、現時点で補助額の増額は予定しておりません。今後も適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。
38	72	個別施策⑧	障害者就労移行支援施設の運営助成を増額してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 就労移行支援、就労継続支援事業等の日中活動系事業所の運営費補助額について、本来、各施設は給付費収入により運営がなされるものと考えますが、サービス向上のため東京都補助基準の考えをもとにした新宿区障害者就労施設運営費補助の対象としているほか、家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施していますが、現時点で補助額の増額は予定しておりません。今後も適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。
37	72	個別施策⑧	障害者就労継続支援事業者に対する家賃補助を増額してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 家賃に係る施設借上費補助を区の単独施策として実施していますが、現時点で補助額の増額は予定しておりません。今後も適切な補助制度であるよう引き続き検討してまいります。
39	74	個別施策⑨	休日や夜間でも緊急時の受入れ・対応が容易になるようクライシスプラン作成を推進してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 クライシスプランに関しては、参考様式を公開しておりますので、ご利用の相談支援事業所に作成相談をお願いいたします。
40	74	個別施策⑨	生活実習所以外で緊急時に24時間対応できる知的障害者児の支援体制を整備してほしい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見は、素案の内容に含まれています。 中落合一丁目に整備される施設における相談支援事業では365日24時間の相談体制を確保し、区役所の営業時間外において、同施設の短期入所に限らず緊急時の短期入所受付や利用調整を行う予定です。

No	ページ 素案	施策別	要 旨	区の対応	区のお考え方
41	79	個別施策⑫	発達支援コーナー「あいあい」の利用者が急増しているため、早期に面談、対応ができるよう体制強化を図ってほしい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 発達の相談をされる方が、増加していることは認識しています。初回の電話での相談から、面談までの期間を短縮でき、特に乳幼児の保護者の方とお子様が必要な支援に早期に繋がるよう、相談体制を整備していきます。
42	81	個別施策⑬	障害児の延長保育を原則実施できるよう体制を作ってほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害のある児童の延長保育を含む保育時間は、児童の発達過程や障害の状態、保護者の就労状況に応じて決定しています。
43	84	個別施策⑭	希望するすべての医療的ケア児が保護者の同乗の必要なく専用通学車両で通学できるようにしてほしい。都立特別支援学校に通学する障害児が保護者の同乗や学校での付き添いが必要な場合は、ヘルパーによる移動支援を利用できるようにしてください。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿養護学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒が利用するスクールバスに看護師の配置を行っています。 都立校に関しましては東京都にご相談ください。
44	84	個別施策⑭	医療的ケア児童・生徒の通学バスでの移動時には看護師を配置してほしい。配置できない間は公的にヘルパーを配置してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿養護学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒が利用するスクールバスに看護師の配置を行っています。 都立校に関しましては東京都にご相談ください。
45	84	個別施策⑭	障害児の保護者同士が交流する機会を持てるようにしてください。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 保護者同士の交流の場の必要性は把握しております。関係部署に必要性を伝えてまいります。

No	素案 ページ	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
46	84	個別施策⑭	スクールカウンセラーを常勤化し、継続的かつ早期に専門機関につなげるシステムを構築してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 スクールカウンセラーの常勤化の予定はありませんが、教職員と連携した校内体制の充実を図り、関係機関との連携を強化しながら、児童・生徒の心の健康保持に努めていきます。
47	86	個別施策⑮	新宿養護学校内に普通校同様の学童保育、子ども広場のような施設を作してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区の放課後子どもひろばは、学校の余裕教室等を活用して、スタッフの支援のもと、子どもたちが自由に集い自主的に活動する遊び場と体験プログラムの提供を行う事業です。 新宿養護学校の放課後子どもひろばについては、放課後の生活を豊かにすることを目的とした体験活動を行う場として、学校の余裕教室の状況や、登録児童の体力等を考慮した上で、月に2回程度実施をしています。 実施回数が増については、看護師の確保などの課題もあるため、受託事業者と協議をして、対応可能か検討していきます。
48	86	個別施策⑮	まいペースで医療的ケアのある重症心身障害児の受け入れもできるようにしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現時点で「まいペース」において医療的ケアのある重症心身障害児の受入れの計画はありませんが、放課後等デイサービス事業所の設置について障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、引き続き医療的ケア児の支援を行う事業所の開設が望まれていることを伝え事業実施を促してまいります。
49	86	個別施策⑮	児童館を障害児が気軽に利用できるように、設備の改善および必要な人的配置などの改善を行ってほしい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 現在の建物では、内部構造や設備等において障害児の利用に不適切な部分もありますが、耐震工事や大規模改築等の際にエレベーターを設置するなど改善を図っています。また、障害児等の配慮が必要な児童の利用が増加した際には、人員配置について検討を行ってまいります。
50	89	個別施策⑰	発達障害児への専門家による療育指導に対し区として費用助成を行ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 発達障害児への療育については児童発達支援等の障害児通所サービスで対応しています。当該事業所に対する報酬は令和6年度に改定が行われ、加算等について注視していきます。

No	ページ 素案	施策別	要 旨	区の対応	区のお考え方
51	90	個別施策⑱	重度重複障害や医療的ケアがある人でも希望する場合は、生活介護だけでなく就労継続支援など多様な進路先の選択を可能にしてください。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立施設における人員体制や給食の形態については、必要に応じ指定管理者等と協議していきます。
52	90	個別施策⑱	新宿生活実習所の建て替え後の増員数について、感染症拡大時でも安心して通所できるよう見直しをした方がよいのではないかと。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 新宿生活実習所の建て替え後の新施設では定員増となりますが、利用者一人あたりの面積は建て替え前の施設と同程度になる予定です。新施設移転後も感染対策に努め利用者にとって過ごしやすい環境となるよう施設運用に努めていきます。
53	90	個別施策⑱	障害福祉サービス等は、当事者が望む余暇活動や学び、就労などを除外した支援が中心となっている。当事者本位の支援のため、地域活動支援センター等の必要性を理解してもらうとともに、学齢期後の支援の充実をお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 地域活動支援センターの活動をより一層充実し、当事者が望む役割を担う事業所となるよう、区として支援を行っていきます。
54	91	個別施策⑲	精神障害者の通所施設への送迎に関する補助、施設の設備の改善をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 通所の支援については、必要であれば移動支援のご利用をご検討ください。
55	91	個別施策⑲	老朽化や定員が増加した、区内の福祉施設の建て直しや移転を希望する。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区立あゆみの家や障害者福祉センターについて、現時点で建て替え及び移転の予定はありません。建物及び設備については、中長期修繕計画のもと維持修繕工事を行っています。それ以降も順次、計画に基づき、必要な修繕工事を行い、引き続き適切な環境の保持に努めていきます。
56	91	個別施策⑲	脳血管障害等による言語障害者に対して、訪問による訓練制度を実施してほしい。障害者福祉センターでの事業については、もっと周知してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害者福祉センターの言語聴覚訓練について訪問による訓練は予定していませんが、障害の状況や生活背景、ニーズを把握しきめ細かに支援を行っていきます。

No	計画素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
57	92	個別施策⑱	身体・知的障害者が日中活動後、保護者の帰宅時間まで過ごせる居場所の整備、高校卒業後の福祉作業所等の利用者向けのタイムケア事業、高次脳機能障害者向けの当事者グループ支援の実施日数と時間の拡充などを、計画的に進めてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後、保護者の帰宅時間まで過ごせる居場所の整備、高校卒業後の福祉作業所等の利用者向けのタイムケア事業の必要性は区でも認識しています。 障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際には、日中活動後に支援を行う事業所等のニーズを伝え実施を促していきます。 高次脳機能障害者向けの当事者グループ支援の拡充については、施設の運営上、他の事業との調整を必要とするため、現時点での実施は難しいですが、今後もニーズ等の把握に努め研究していきます。
58	93	個別施策⑳	視覚障害者が入居できるケア付き区立グループホームを開設してください。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 視覚障害者専用のグループホーム開設の計画はありませんが、社会福祉法人等によるグループホームの整備について、新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、視覚障害に対するニーズを伝えていきます。
59	93	個別施策㉑	区内に高齢の聴覚障害者向けの入所施設、入所枠を整備してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 高齢の聴覚障害者を主な対象とするグループホーム開設の計画はありませんが、社会福祉法人等によるグループホームの整備について、新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、高齢の聴覚障害者のニーズを伝えていきます。
60	93	個別施策㉒	ろう者(高齢者)のためのグループホームを考えて欲しい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 高齢の聴覚障害者を主な対象とするグループホーム開設の計画はありませんが、社会福祉法人等によるグループホームの整備について、新規グループホーム整備や開設の相談があった際には、高齢の聴覚障害者のニーズを伝えていきます。

No	計画素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
61	93	個別施策⑩	グループホームへの入居を希望する肢体不自由児者に対応するため、サテライト型の障害者グループホームを計画してください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 今後も公有地の活用については、整備施設の特性や土地の規模・立地条件等を考慮し、行政需要等を踏まえながら適切に検討していきます
62	93	個別施策⑩	重度重複の肢体不自由者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくことのできるグループホームの設置促進をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今後も公有地の活用については、整備施設の特性や土地の規模・立地条件等を考慮し、行政需要等を踏まえながら適切に検討していきます
63	93	個別施策⑩	グループホームの整備を促進してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者グループホームの需要については、障害種別を問わず多くのご要望があることは区でも認識しております。 現在、弘方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地において障害者グループホームの整備を進めていますが、そのほか現早稲田南町児童館等複合施設の移転後跡地に整備する予定です。今後も民有地における整備状況や今後整備されるグループホームの入居希望の状況等も勘案したうえで、引き続き整備計画の検討を進めていきます。
64	97	個別施策⑫	地域活動支援センターの人員配置、運営が厳しい。補助金要項等の改定も必要である。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 入院中の精神障害者等が地域生活に円滑に移行するうえで、日中活動の場である地域活動支援センターの役割も大きいことは認識しています。地域活動支援センターの活動をより一層充実し、属性や世代を問わない包括的な相談や交流できる居場所等、望まれる役割を担う事業所となるよう、各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しについても検討していきます。

No	ページ素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
65	98	個別施策⑳	若年性認知症者のためのデイサービスを区として実施してほしい。すでに介護保険とは別に実施している事業所への運営費助成を都とも連携して行うこと。若年性認知症の相談窓口は障害者福祉課にしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 若年性認知症患者につきましては介護保険が優先となります。また40歳未満の患者に関しましては障害者総合支援法によるサービス利用が可能です。申請窓口は保健センターとなります。
66	100	個別施策㉑	精神障害者の就労支援事業を実行計画に盛り込み、区役所の中で職場実習を拡大するとともに、他の公共機関や民間にも協力を呼び掛けてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、実行計画として『だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進』を掲げており、就労意欲を持ちながらも働くことに支援を必要とする全ての人に対し、就労支援を行っています。 また、区が助成している勤労者・仕事支援センターでは、区内に5店舗ある「ふらっと新宿」で、障害のある方等の就労訓練の場として職場実習を行っています。
67	100	個別施策㉒	新宿区自らが障害者の法定雇用率を達成するとともに、区内企業に対しても障害者の雇用を促してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、障害者の雇用促進のため、正規職員や会計年度任用職員の障害者採用を行っています。一方で、新宿区を希望する方が少ないことや、採用辞退等の課題もあり、法定雇用率を達成することができていません。引き続き、法定雇用率の達成に向けて、採用を行っています。 法定雇用率を満たしていない企業の指導や公表については、障害者雇用促進法に基づき、厚生労働省が所管しており、適切に指導等を行っているものと認識しています。
68	102	個別施策㉓	視覚障害者の職種の領域をより広げるために、区立施設を利用することを認めてください。	E意見として伺う	ご意見は、今後の取組の参考とします。 視覚障害者交流コーナーでは、ICT機器を通じてデジタル活用の利便性を享受できるよう、デジタル関連の講座開催や、必要な情報が取得できるよう、交流コーナーのIT環境を整備します。 なお、主に視覚障害者を対象としている就労移行支援事業では、事務職として就職ができるよう、パソコン操作等の訓練が行われており、視覚障害者の職種は広がっております。今後も引き続き情報提供を行いながら、就労移行支援などの利用促進を図り、障害者の就労を支援していきます。

No	素案 ページ	施策別	要旨	区の対応	区の考え方
69	104	個別施策⑯	就労継続支援等から就職した際に、福祉サービスを必要な期間継続できるようにしてほしい。また、定着支援等の福祉サービスが整備されたのは良いが、サービス利用という観点だけで、いろいろな支援者に繋ぐことはメリットデメリットがあることを理解することが合理的配慮である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 必要なサービスを適正に支給決定するよう今後とも取り組んでまいります。
70	106	個別施策⑰	ATM・セルフレジ・キャッシュレス決済などについて視覚障害者の利便性を考慮した仕様は今後出ていくのか。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
71	106	個別施策⑰	スマホやタブレットなど個人が利用する場合の操作法の指導者を増やしてほしい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
72	106	個別施策⑰	新宿区立障害者福祉センター利用者がオープンWi-Fiが使えない、セキュアな環境を維持しつつ開放を求めます。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区立障害者福祉センターにおけるフリーWifiの設置については、今年度中の実施を予定していますが、日程については現在行っている改修工事の進捗を鑑み調整中です。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
73	106	個別施策㉗	Wi-Fiによるリモート会議、勉強会の参加が出来ないこと、移動が困難な視覚障害者の増加が予測される中、ネット活用は急務です。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づく国の動きを注視しながら、視覚障害者、聴覚障害者交流コーナーで講座を開催するなどデジタル社会の利便を享受できるよう状況に応じた支援を実施していきます。
74	106	個別施策㉗	視覚障害者交流コーナー内でオープンWi-Fiが使えない、セキュアな環境を維持しつつ開放を求めます。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 視覚障害者交流コーナー・視覚障害者交流コーナーで実施する講座の開催時はポケットWi-Fiに対応しており、フリーWi-Fiは使用できませんが、今後の環境整備について検討していきます。
75	106	個別施策㉗	施設スタッフ等に手話を覚えてもらうよう行政から働きかけてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例の趣旨に基づき、意思疎通手段としての手話の必要性を事業者に伝えていきます。
76	106	個別施策㉗	毎年9月23日、手話言語の国際デーに区内施設のブルーライトアップをお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現在本庁舎、第一分庁舎等には庁舎をライトアップする設備が無いため対応できません。

No	ページ素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
77	106	個別施策⑦	障害者福祉課や障害者福祉センター職員が手話ができるようにしてほしい。区公式Youtubeや区議会の中継に手話通訳を付けてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 一人ひとりのニーズに沿った情報提供は課題として認識しています。 区議会の傍聴の際には、手話通訳者の派遣を実施するとともに、議場にはヒアリンググループを設置し、聴覚障害者支援をしています。 区公式YouTubeや区議会の生中継における手話通訳等の導入は、情報提供の一手段として調査研究してまいります。
78	106	個別施策⑦	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施し、新宿区障害者計画に位置づけてほしい。	A意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 P.106個別施策⑦「コミュニケーション支援・移動支援の充実」について、「失語症者に対して、障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきます。」と追記します。 新宿区障害者計画では新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例の趣旨に基づき、多様な手法による情報提供を充実していく中で、失語症者に向けた意思疎通支援者の派遣に向けて準備を進めています。
79	106	個別施策⑦	「視覚障害者交流コーナー」のサービスをより充実してください。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、意思疎通の支援を含め視覚障害者の地域交流が促進できるよう、視覚障害者交流コーナーで代読・代筆等の支援を実施してきました。 今後も、当事者のご意見をお聞きし、視覚障害者が利用しやすい支援ができるよう、検討していきます。
80	106	個別施策⑦	聴覚障害や難聴がある子どもが手話言語による意思疎通や支援を受けられる環境の整備をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例の趣旨に基づき、意思疎通手段としての手話の必要性を職員に伝えていくとともに、遠隔手話通訳サービスなどを利用し円滑な意思疎通ができるよう努めていきます。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
81	106	個別施策⑦	手話通訳者の配置や派遣を充実させるため、所得を保障し、就労機会を促進することを計画的に進めてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区と登録手話通訳者は雇用契約を締結していないため、所得補償は対応できませんが、今後も適正な報酬額となるよう、手話通訳の現場の実態を考慮し研究していきます。
82	107	個別施策⑦	手話通訳者の身分保障をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区の登録手話通訳者は意思疎通支援事業として、区登録手話通訳者の派遣コーディネート業務を委託し、技術及び知識の向上に資する研修、頸肩腕障害に関する健康診断、受診派遣に伴う保険の加入を実施しています。今後も働きやすい環境の整備に向けて取り組んでいきます。
83	107	個別施策⑦	手話通訳の交通費を通訳料とは別途支給してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区の登録手話通訳者への報酬は交通費を含めた額として、登録手話通訳者からの意見も踏まえ設定しています。今後も適正な報酬額となるよう、手話通訳の現場の実態を考慮し研究していきます。
84	107	個別施策⑦	動画通訳の通訳料は、通常通訳とは別に改めて考えてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 動画の内容を説明するワイプなどの手話通訳については、通常の派遣による通訳とは別の要素が加わるため、個別に契約を締結し対応しています。
85	107	個別施策⑦	区で行う、会議、講演会等の通訳料見直してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区の登録手話通訳者への報酬は交通費を含めた額として、登録手話通訳者からの意見も踏まえ設定しています。今後も適正な報酬額となるよう、手話通訳の現場の実態を考慮し研究していきます。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
86	107	個別施策㉗	地域センター等で行われる説明会等は、手話通訳を個人依頼ではなく区の予算でつけてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区が主催する事業、説明会に参加する際には、所管する部署で手話通訳者を配置することができますので、お問い合わせください。
87	110	個別施策㉘	民間温水プールの障害者割引を区が財政支援することや、コズミックスポーツセンター等の教室、講座を障害者は無料にする等、障害者のスポーツ活動への参加を促進する施策をすすめてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 民間温水プールに財政支援をすることは考えていませんが、令和4年4月から区立スポーツ施設における障害者の利用料金と障害者向け教室事業を無料としています。また、令和5年度からはパラスポーツ団体と連携し、ゴールボール、車椅子ハンドボール、ブラインドサッカー(予定)の体験会を無料で実施しています。引き続き、障害者が参加できるスポーツ施策を進めてまいります。
88	113	個別施策㉙	新宿区障害者差別禁止条例を制定し、障害者計画に位置づけてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害者差別解消法の施行により、理念が共有化され、国、自治体、事業者の取り組むべきことが明確になり、既に様々な取組が行われています。さらに「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、障害者差別解消に向けた施策も充実したことから、区独自の条例制定は考えていません。

No	ページ素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
89	119	個別施策③	デフリンピックの周知を行ってほしい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同一	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同一です。</p> <p>新宿区障害者計画では、個別施策③ 障害理解への啓発活動の促進を重点的な取り組みとして、令和7年、初めて日本で開催されるデフリンピック大会は、聴覚障害への理解啓発を進める良い契機として、手話サロンや入門手話教室、イベント等を通じ、聴覚障害者と交流しながら手話に関心を持っていただき、聴覚障害への理解を図っていきます。</p> <p>また、デフリンピックの周知については、これまで東京都の所管部署からの情報提供を受け、周知用チラシの配布を行いました。また、「2年前を契機としたSNS連携事業」では、令和5年11月に公式X(旧Twitter)で、区内のマスコットkyからクターに「世界陸上・デフリンピック」のフォトプロップスを掲げ投稿しました。</p> <p>その他、障害者週間に実施している、新宿西口広場の障害者福祉施設共同バザール会場や本庁舎1階の作品展でパネル等を掲出し紹介しています。引き続き、様々な機会を捉え東京都と連携しながら周知に取り組んでまいります。</p>
90	119	個別施策③	合理的な環境整備があれば、健常者と障害者という区別なくお互いを知る機会を創出していいのではないかと。当事者の話を聞いて対話する機会等をもっと作っていくことが有効である。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同一	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同一です。</p> <p>新宿区障害者計画の個別施策③ 障害理解への啓発活動の促進の中で、実際に障害者との関わりを持つ機会の重要性を記載しています。障害者福祉施設での、障害者の作品展や施設祭り、講習会、交流会等を通じて、地域住民と障害者が交流する場を設け、地域での障害理解が促進されるよう、引き続き活動を行っていきます。</p>
91	119	個別施策③	精神障害者等への正しい知識の普及と理解の促進を図るよう教育と福祉の連携を行ってほしい。	E意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>精神障害と関連のある学習としては、小学校の保健や中学校の保健体育の授業の中で「心の健康」について学んでいます。また、区内の中学1年生を対象に、精神疾患の正しい知識や相談方法について啓発するパンフレットの作成及び配布を行っています。配布にあたっては、併せて保護者向け・教員向けリーフレットも作成し、家庭や学校でより効果的に当パンフレットを活用できるよう工夫しています。</p> <p>今後も引き続き、福祉と連携し、精神障害者等への正しい知識を身に付けられるように、学習の充実を図っていきます。</p>

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
92	121	個別施策⑳	障害者を「いろいろな特徴や特性を持つ人の一人」として各々の得意な部分を見つけて苦手なところは必要なサポートを入れて補完していくと言う考え方を取り入れて行くべき。国民の意識を変えていくとともに、特に教育関係者等は健常者も障害者も一緒に生きていく仲間であるという理念を持てるような研修内容が必須である。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 区立学校では、共生社会の実現を目指し、障害当事者との交流を大切にしたい。障害者理解教育を全校で実施しています。障害者理解教育では、障害当事者との交流を通して、子どもたちは障害の有無に関係なく、前向きに目標をもって生活している人々の生き方に共感するとともに、健常者としてできることを考えています。また、教育委員会では、教員を対象とした研修も実施しており、研修を通して共生社会の実現に向けた教育の役割についての理解を深めています。
93	126	個別施策㉑	継続的に障害者と子供たちが関わっていけるよう、地域活動支援センターの機能を障害者福祉センターに盛り込んで、地域の人々が来やすいような環境やプログラムを作り障害者と協働できるような仕組みを作ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 ご提案の日常のプログラムではありませんが、障害者福祉センターでは年数回、障害の有無を問わず参加できるカルチャー講座を地域共生型講座として開催しているほか、年に一度、地域住民と障害者が互いに交流するイベントとして「センター祭」を実施し、児童・生徒を含む地域住民に対する障害者理解の推進に努めています。今後も障害者理解の推進の拠点の一つとして取り組みを行ってまいります。
94	127	個別施策㉒	新宿区手話言語条例も踏まえ、レガス新聞にイベント案内を掲載する際、電話番号だけでなくFAX、メールアドレス、QRコードを掲載してほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 全体にかかる問合せ先としてファックス番号を記載しているところですが、可能な限り、各項目の見出しにファックス番号を記載し、イベント案内のなかではQRコードを掲載してまいります。今後は更に、わかりやすい紙面になるよう努めてまいります。
95	127	個別施策㉓	「情報のバリアフリーの促進」の記載内容について、情報アクセシビリティやコミュニケーションの保障を盛り込んだ記述が必要である。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 情報アクセシビリティやコミュニケーションの保障を盛り込んだ記述については新宿区障害者計画の個別施策㉑ コミュニケーション支援・移動支援の充実の中で障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会を確保し提供することを記載しています。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
96	127	個別施策⑳	いつでもどこでも情報が確保できるようにして欲しい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 新宿区障害者計画では新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例の趣旨に基づき、多様な手法による情報提供を充実していく中で、施策を推進していきます。
97	127	個別施策㉑	区障害福祉課にはFAXを持っていない聴覚障害者への合理的配慮をお願いしたい。LINEによる問い合わせや相談対応もお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区のホームページに区民意見システムがありますので、日常生活についてもお問い合わせが可能ですのでぜひご利用下さい。また社会的インフラとして整備されている電話リレーサービスの利用も紹介していきます。
98	130	個別施策㉒	駅構内のエレベーターの場所を示すサイン音について今後の設置計画があれば教えてください。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 鉄道駅構内設備については鉄道事業者が所管しております。 ご意見については鉄道事業者にお伝えするとともに、新宿区移動等円滑化促進方針に基づき、電車の到着に合わせ、エレベーターの位置をアナウンスするなどの配慮事項を鉄道事業者に働きかけを行います。
99	130	個別施策㉓	改札の駅員の無人化について明確になっている計画があれば教えてください。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 鉄道駅の人員の運用等については鉄道事業者が所管しております。 ご意見については鉄道事業者にお伝えするとともに、新宿区移動等円滑化促進方針に基づき、改札口が無人化になる場合の音声・文字による情報提供など、多様な利用者を想定した対応を行うよう働きかけを行います。

No	素案 ページ	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
100	130	個別施策⑳	音響信号設置箇所の拡大について明確になっている計画があれば教えてください。	F質問に回答する	ご意見に回答します。 音響式信号機の設置については交通管理者が所管しております。ご意見については交通管理者にお伝えするとともに、今後も新宿区移動等円滑化促進方針に基づき交通管理者に働きかけを行ってまいります。
101	130	個別施策⑳	横断歩道の段差解消等をお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、国土交通省の「歩道の一般的構造に関する基準」に基づき、横断歩道等に接続する箇所における歩道と車道との段差は、視覚障害者の安全な通行を考慮して2cmを標準としているところです。 しかしながら、令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」では、歩道と車道間の段差については、車椅子等使用者、視覚障害者等の全ての人が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できるよう、縁端が1cm程度の縁石ブロックの整備を推進することとしました。 今後は、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき、歩車道段差を1cmに改良する整備を推進してまいります。 なお、区では道路監察を実施し、歩道にガタツキ等がみられる箇所の補修を適宜行っているところです。その他歩道に問題がみられるところについては、具体的な場所をお問合せ頂けましたら、対応を検討いたしますのでご連絡ください。
102	130	個別施策⑳	情報アクセシビリティやコミュニケーション保障の基盤整備を追記することが必要である。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 情報アクセシビリティやコミュニケーションの保障を盛り込んだ記述については新宿区障害者計画の個別施策㉑ コミュニケーション支援・移動支援の充実の中で障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会を確保し提供することを記載しています。

No	素案 ページ	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
103	130	個別施策㉔	区立施設の多機能トイレにユニバーサルシート(大型のベッド)を標準として整備してほしい。民間事業者にも指導をお願いしたい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨は、素案の方向性と 同じです。 新宿区ユニバーサルデザインまち づくり条例に基づき、条例の対象と なる建築物については、用途、規模 に応じて車椅子利用者用便房内に 大型のベッドを設けるようお願いし ています。
104	130	個別施策㉔	区施設の障害者用トイレを順次自動扉に改めてほしい。電動車いすも使用できるように改善してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とし ます。
105	130	個別施策㉔	駅構内のホームドアやエレベーターについて今後の設置計画の予定を教えてください。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 区内のホームドア未整備の6駅に ついて、JR新宿駅及び四ツ谷駅は 令和13年度末までに、東京メトロ落 合駅は令和7年度末までに、小田急 新宿駅特急ロマンスカー停車ホー ムは令和14年度末までに整備する 予定が各事業者より示されていま す。なお、西武鉄道下落合駅、中井 駅については未定となっております。
106	131	個別施策㉔	区内全鉄道駅でのホームドア設置、バリアフリールートの複数化や最短化、ホームと車両の間の段差・すき間の解消等を計画化してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 ご意見は鉄道事業者に伝えると ともに、今後も新宿区移動等円滑化 促進方針に基づき、ホームドア設 置、バリアフリールートの複数化や 最短化など関係機関と連携してい きます。
107	134	個別施策㉕	自宅避難困難による避難所を利用する手順について教えてください。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 一次避難所において、避難所運営 は、区、防災区民組織等の地域住 民、避難者、ボランティア等が行い ます。障害者や高齢者等の要配慮 者への避難所生活における支援等 については、避難所運営の中で協 働して活動を行っていきます。

No	ページ素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
108	134	個別施策④	誘導とサポートが必要な視覚障害者がどこに住んでいるか把握できていますか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 災害時の避難等に支援を必要とする方については、災害時要援護者名簿の申出をいただくことで平常時から要援護者の把握に努めています。
109	134	個別施策④	出張所職員への防災協定の周知徹底をお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」などの防災協定について、特別出張所防災担当者会議などの機会を捉え、特別出張所職員への再周知を図っていきます。
110	134	個別施策④	公共施設における緊急時の文字での情報提供をお願いしたい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 緊急時の文字での情報提供については電光掲示板を社会福祉協議会の1階にある聴覚障害者交流コーナーに設置しています。また今後は障害者福祉センターにも設置する予定です。 なお、区では、災害時等における緊急放送を文字により情報を取得できる文字表示機能が付いた防災ラジオを、災害時要援護者名簿登録者に無償で貸し出しています。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
111	134	個別施策④	障害者への自然災害対策の実施体制、熊出没についてのマニュアル整備をお願いしたい。	E意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>高齢者や障害者等の要配慮者への自然災害対策は、「新宿区地域防災計画」に基づき実施しており、地震だけでなく、風水害等の対策についても記載しております。</p> <p>なお、熊出没についてのマニュアルを整備する予定はありませんが、危険動物逸走時の対策については、「新宿区地域防災計画」に基づき、対策を講ずることとしています。</p>
112	134	個別施策④	在宅避難の継続が困難になった障害児者が自宅から直接、福祉避難所に避難することもできるようにしてください。	E意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>発災時の避難行動について、一次避難所での生活が困難な要配慮者について、一次避難所でスクリーニングを行い対象者を特定します。その後、各福祉避難所との受け入れ調整(マッチング)を行い移送を行うこととしています。福祉避難所の開設にあたっては、各施設の被害状況・職員の参集状況等を整理し受け入れ態勢の確認ができ次第、順次開設していきます。一方で、障害者施設の開所中において日中発災した場合には、障害者が利用している施設をそのまま障害者の福祉避難所として開設します。また、一次避難所を経ずに福祉避難所へ直接避難された場合はその方が重い障害をお持ちなど、福祉避難所の避難が相当であると認める場合には施設責任者の判断により受け入れることとしています。このように状況に応じて、適切に対応できるようにしています。</p>

No	ページ素案	施策別	要旨	区の対応	区の考え方
113	134	個別施策④	一次避難所の避難所運営管理マニュアルに障害児者をはじめとする要配慮者の専用居住スペースの設置や要配慮者への合理的配慮の提供を定めるとともに、避難所運営役員へだけでなく地域住民にも要配慮者への合理的配慮の啓発を行ってください。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ」を特別出張所地区ごとに実施し、避難所における障害者をはじめとする要配慮者への支援の充実について検討を行っています。今後は、ワークショップ等の結果を踏まえ、障害者の視点等を踏まえた避難所運営体制を各避難所に浸透させるとともに、避難所訓練等を通して地域住民への啓発を図っていきます。
114	134	個別施策④	災害時要援護者名簿への登録を促進してほしい。個別計画を早急に作成し、全ての要援護者に広げてほしい。要援護者支援のボランティア登録の制度をつくってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 災害時要援護者名簿登録の対象となる、高齢者、障害者、難病等により特別な医療ケアを受ける方などについて、適宜、関係部署が適切に情報共有を図りながら、連携して登録の促進に取り組んでいます。また、登録促進のために、防災区民組織、民生委員・児童委員及びケアマネジャー、介護サービス事業者とも連携し、さまざまな機会を捉えて、登録勧奨をしています。 また、区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項をご自分で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。 要援護者支援のボランティア専門の登録制度はありませんが、新宿区社会福祉協議会では、災害ボランティア養成講座等を実施しています。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
115	134	個別施策④	在宅で一人暮らしの障害者や高齢の家族が介護している重度障害者の個別避難計画を策定してください。計画相談作成の際に個別避難計画を作成できるようにしてください。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項をご自分で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。
116	134	個別施策④	個別避難計画の作成を障害者計画に位置づけてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、要援護者が、避難所や備蓄品、医療や介護などの要配慮事項をご自分で記入する「要配慮者災害用セルフプラン」の作成により、発災時に命を守るために適切な行動が取れるよう取組を進めています。
117	134	個別施策④	精神障害者の特性を考慮し、二次避難所に指定されていない福祉サービス事業所においても利用者が一定期間避難できるよう支援物資の支給、保管及び医薬品の提供が受けられるよう連携体制を充実させてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 二次避難所に指定されていない福祉サービス事業所への支援物資の支給、保管については、区の救援物資の供給体制の中で対応していきます。医薬品の提供については、それぞれ処方される薬品が異なるため、日頃からの備えをしていただくよう、要配慮者災害用セルフプランの普及啓発も図りながら、自助の取組を促していきます。 なお、「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を指定し、災害医療救護支援センター、災害薬事センターにおいて、医療救護所や避難所での医療ニーズを把握し、医薬品の調達・配分などの調整を行います。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区の対応	区のお考え方
118	135	個別施策④	災害時の避難所のあり方、避難誘導、情報伝達の仕組みづくりを進めていく必要がある。医療との連携を密にするとともに、精神障害者の薬の確保も課題である。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を指定し、災害医療救護支援センター、災害薬事センターにおいて、医療救護所や避難所での医療ニーズを把握し、医薬品の調達・配分などの調整を行います。
119	135	個別施策④	1次避難所となる小中学校はバリアフリー環境が整っていないため、避難所開設と同時に福祉避難所が開設されるように制度の見直しを図ってほしい。在宅避難している支援が必要な障害者に物資等が届くような体制づくりを望む。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 発災時の避難行動について、一次避難所での生活が困難な要配慮者について、一次避難所でスクリーニングを行い対象者を特定します。その後、各福祉避難所との受け入れ調整(マッチング)を行い移送を行うこととしています。福祉避難所の開設にあたっては、各施設の被害状況・職員の参集状況等を整理し受け入れ態勢の確認ができ次第、順次開設していきます。一方で、障害者施設の開所中において日中発災した場合には、障害者が利用している施設をそのまま障害者の福祉避難所として開設します。また、一次避難所を経ずに福祉避難所へ直接避難された場合はその方が重い障害をお持ちなど、福祉避難所の避難が相当であると認める場合には施設責任者の判断により受け入れることとしています。このように状況に応じて、適切に対応できるようにしています。 大規模災害時の在宅避難者への支援については、学校避難所が被災者の生活の場となるとともに、地域の応急活動拠点となります。学校避難所では、防災区民組織、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得ながら、在宅避難者への

No	ページ素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
					物資の供給や情報の伝達を実施してまいります。 また、区では、在宅避難生活に備えるため、防災用品のあっせん等により、区民の自宅における備蓄の推進とともに、備蓄の普及啓発を図っています。 さらに、在宅避難者や要配慮者のための食料等備蓄物資の確保に努めていきます。
120	137	個別施策④	福祉避難所の確保や増設を図り、一次、二次避難所のバリアフリー化の促進を計画化してほしい。二次避難所になる地域交流館等のお風呂を存続させてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 福祉避難所のバリアフリー化については、スペース等の問題や構造上困難な場合が多いため、避難所となるそれぞれの施設の大規模改修工事等の機会を捉え、検討していきます。 なお、二次避難所においては、風呂設備よりも、避難者に対する生活支援を優先し、個々の状態に即した支援を実施していきます。
121	137	個別施策④	福祉避難所の確保や増設を図り、一次、二次避難所のバリアフリー化の促進を計画化してほしい。二次避難所になる地域交流館等のお風呂を存続させてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 地域交流館等の高齢者活動・交流施設は、「新宿区公共施設等総合管理計画」で、「施設の大規模な改修・建替えの際、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら統廃合を検討する」との方針が示されています。地域交流館等のお風呂については、施設の老朽化に伴い、大規模改修、建替えの際には地域支え合い活動の場として機能を充実させるため、廃止することとなります。
122	139	個別施策⑨	視覚障害者の安全を確保するためにバリアフリー環境整備を継続してお願いします。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 区では、高齢者や障害者等の誰もが円滑に移動ができるよう令和3年度に「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定しました。 令和4年度からは「バリアフリーの道づくり」事業として、「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した区道12路線について、当事者参加のもと、令和9年度までのバリアフリー整備に取り組んでいるところです。 音響式信号機の設置やホームドアの設置については、区は警察や各鉄道事業者に設置がより一層進むよう、引き続き働きかけてまいります。 また、障害者の安全な移動等の円滑化を促進するために、周囲の人が移動に困っている方へ支援できるよう、ヘルプマークやヘルプカードについて、引き続き周知啓発を行います。

No	素案 ページ	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
123	148	成果目標1	児童相談所の開設を急ぎ、障害児支援に関わるニーズに対応できるように体制を整えてほしい。	E意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区児童の障害児支援に関する事務は、現在、新宿区と東京都が実施しています。</p> <p>新宿区では、児童相談所の設置に向けて計画的に人材確保と育成を進めており、業務に必要な専門性を身に付けるために、他自治体の児童相談所等への派遣研修を行っています。</p> <p>一方で、国内有数の繁華街を抱える区では、全国から若い世代が集まることにより、望まない妊娠や非行児童が発生しており、児童相談所設置に向けては、このような区の地域性を十分に考慮する必要があります。今後も、区児童相談所の設置についての検討を進めつつ、区の児童や子育て家庭にとって最適な児童相談体制を整備していきます。</p>
124	149	成果目標2	グループホーム整備等を「引き続き検討」ではなく、「計画的に整備を進める」としてほしい。	E意見として伺う	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在、払方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地において障害者グループホームの整備を進めています。そのほか現早稲田南町児童館等複合施設の移転後跡地に整備する予定です。今後も民有地における整備状況や今後整備されるグループホームの入居希望の状況等も勘案したうえで、引き続き整備計画の検討を進めていきます。</p>
125	156	成果目標1	児童発達支援センターを整備してほしい。	B意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	<p>ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。</p> <p>子ども総合センター発達支援コーナー(愛称あいあい)はこれまで、児童発達センター機能を有していましたが令和7年度を目途に児童発達支援センターとして拡充していきます。</p>
126	156	成果目標1	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所について、ニーズ調査を実施し令和8年度末までの目標を引上げ、増設のため区独自の事業者支援を充実させてほしい。	D今後の取組の参考とする	<p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所は、ノーサイド新宿@Leaf音楽療法センター、ノーサイド新宿ミュージックケア、児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす、新宿区立子ども総合センターの4所です。目標を4か所以上としています。今後も重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所利用の需要に応じ事業所の開設が促進されるよう支援していきます。</p>

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
127	157	成果目標1	重症心身障害児の放課後、長期休暇中の居場所の充実をお願いしたい。 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置目標を5か所以上としてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標について、現在区内にある事業所は、ノースサイド新宿@Leaf音楽療法センター、ノースサイド新宿ミュージックケア、児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす、新宿区子ども総合センターの4所です。目標が4か所以上としていますが、今後も重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所利用の需要に応じ事業所の開設を支援していきます。
128	157	成果目標1	医療的ケアが必要な重度・重症障害児を受け入れる療育機能を持つ通所施設を充実させてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 現状、重度心身障害児を受け入れる児童発達支援は5か所、放課後等デイサービス事業所は4か所開設しています。今後新たに開設相談があった場合にはニーズを伝え、事業実施を働きかけていきます。 なお、高度なりハビリ等を行う療育施設については、現在東京都が設置しています。
129	163	成果目標6	「区立障害者生活支援センター」やシャロームみなみ風が行っている24時間対応の電話相談の周知を進めてほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区立障害者生活支援センターでは24時間対応の電話相談を障害者福祉の冊子や施設パンフレット、区ホームページ等で周知している。シャロームみなみ風については、午前9時から午後5時まで相談を受け付けており、こちらも施設パンフレット等で周知しています。
130	173	2 障害福祉サービスの必要量見込等	視覚障害者が、社会参加活動だけでなく鍼灸マッサージ等の営業活動にもガイドヘルパーを利用できるように制度の改善を図ってほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 ふれあいマッサージに従事する際にはすでに移動支援の対象となっております。自営や就労して実施する場合は、障害者総合支援法の対象ではありませんので、必要性がある場合にはご相談ください。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
131	174	2 障害福祉サービスの必要量見込等	第2生活実習所を検討してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 今後、新宿生活実習所および障害者福祉センターにおいて定員拡充が予定されているほか、中落合一丁目区有地に整備される障害者施設に知的障害者と肢体不自由者を対象にした生活介護事業所が開設される予定です。 今後も、利用者や特別支援学校の卒業生の推移を見守りながら、適切に対応していきます。
132	179	2 障害福祉サービスの必要量見込等	就労移行支援の支給決定がされにくいとの声があるため、必要な方が必要なサービスを利用できるように支給決定してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 必要なサービスを適正に支給決定するよう今後とも取り組んでまいります。
133	179	2 障害福祉サービスの必要量見込等	区立の福祉作業所を増設してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 身体障害者・知的障害者・精神障害者を対象とした就労継続支援B型事業所は、民間事業所を含め一定程度充足しており、区立の事業所を設置する予定はありません。
134	179	2 障害福祉サービスの必要量見込等	グループホーム及びショートステイの整備目標を引き上げ、増設を図ってほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 障害者グループホームの需要については、障害種別を問わず多くのご要望があることは区でも認識しております。 現在、払方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地において障害者グループホームの整備を進めていますが、そのほか現早稲田南町児童館等複合施設の移転後跡地に整備する予定です。今後も民有地における整備状況や今後整備されるグループホームの入居希望の状況等も勘案したうえで、引き続き整備計画の検討を進めていきます。

No	ページ 素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
135	188	3 地域生活支援事業の必要量見込等	精神障害者向け事業所の地域活動支援センター事業と相談支援事業の補助金を引き上げてほしい。事業の要綱見直しについて、事業者との協議の場を設けてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しについても検討していきます。
136	190	3 地域生活支援事業の必要量見込等	居住サポートについては、居住支援協議会との連携を強め実効あるものとしてほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区は、障害のある方を含む住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう支援していくことを目的に、新宿区居住支援協議会を令和2年に設立しました。協議会の中では住宅確保要配慮者が必要とする支援のあり方などについて検討してきました。引き続き協議会の各構成団体と連携しながら、セーフティーネット登録住宅の確保など、障害のある方の居住支援を推進してまいります。
137	193	3 地域生活支援事業の必要量見込等	介助者用の車いす電動アシスト装置の補助を導入してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 車いすは補装具費給付事業となりますので、適切に東京都に対し判定依頼を行ってまいります。
138	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	地域活動支援センターの登録利用者及び一般相談件数が増加傾向にあり、関係機関との連携を必要とする8050問題やひきこもり等の相談も寄せられている。今後地域活動支援センターが福祉サービスや支援につながる足がかりの場になることが見込まれるため、地域活動支援センターの人員確保をお願いしたい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 地域活動支援センターの活動をより一層充実し、当事者が望む役割を担う事業所となるよう、区として支援を行ってまいります。
139	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	施設・病院から地域生活移行の支援のため、赤字経営となっている地域活動支援センターが安定経営できるよう十分な補助が必要である。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しについても検討していきます。
140	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	精神障害者の相談を受ける地域活動支援センターに必要な人員を配置できるように財政支援してほしい。	C意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 各事業所の経営状態の把握に努め、必要な補助額の見直しについても検討していきます。

No	シ ペ 素 案	施策別	要 旨	区の対応	区のお考え方
141	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	両上肢・両下肢の機能障害がそれぞれ1級の方またはこれに準ずる場合以外の難病患者も、移動支援サービスが利用できるように対象者を広げてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 移動支援の対象拡大に関しましては今後も検討をさせていただきます。
142	195	3 地域生活支援事業の必要量見込等	保護者の帰宅時間までを過ごせる地域活動支援センターを整備してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 日中活動後等の居場所の需要は区でも認識しております。地域活動支援センターはその一つの方法になり得るものですが、どのような方法が適切か他自治体の状況等も把握に努め、様々なニーズに対応する支援の場について研究していきます。
143	196	3 地域生活支援事業の必要量見込等	福祉ホームを増設してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 区で福祉ホームを設置する予定はありません。障害者が地域で安心して生活できる住まいの場としては、グループホームの設置を促進していきます。
144	197	3 地域生活支援事業の必要量見込等	就労している親を支援するため、高校を卒業し福祉作業所等に通所している障害者向けのタイムケア事業を実施してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 日中活動後等の居場所の需要は区でも認識しております。タイムケア事業はその一つの方法になり得るものですが、どのような方法が適切か他自治体の状況等も把握に努め、様々なニーズに対応する支援の場について研究していきます。
145	200	利用者負担と軽減措置	就労継続支援については就労移行支援と同じく利用者の負担を無料にしてほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 就労移行支援については福祉施設から一般就労への移行等が促進されるよう利用料を無料にしています。

No	ページ素案	施策別	要旨	区への対応	区への考え方
146	-	その他	区有施設などではり灸マッサージの仕事ができるように支援してほしい。	D今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 区内高齢者福祉施設では、マッサージの施術に携わる視覚障害者の就労の機会を提供することを目的として、主に視覚障害がある方で構成する新宿区鍼灸按摩マッサージ指圧師会と契約を締結して、「高齢者マッサージサービス」を実施しています。また、新宿区立障害者福祉センターでは、マッサージ室で、「視覚障害者通所訓練事業」を実施しています。
147	-	その他	マイナカードにともなう健康保険・身障手帳等の扱いについて、一本化されるのか、現状との併用か。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 マイナンバーカードと健康保険証については一本化されますが、身体障害者手帳については予定されていません。
148	-	その他	物価上昇にともなう実質的な所得低下の保証について。低所得家庭に対して区から第二段物価補助の財政があるのか。	F質問に回答する	ご質問に回答します。 当面は国の施策として、所得税等の減税や低所得者に対する給付金について対応していきます。
149	-	その他	都営交通の無料乗車券の更新について手続きの時間外対応や各域出張所での手続き対応ができないか。	E意見として伺う	ご意見は、今後の取組の参考とします。 都営交通無料乗車券の更新について、直接ご本人が窓口に行くことが困難な場合には代理人の方により申請していただくようお願いしています。現時点で、火曜日の窓口延長、日曜の開庁及び特別出張所での申請受付は検討しておりません。
150	-	その他	障害者福祉の手引きに各障害者団体の一覧(代表者・連絡先)を掲載してほしい。	E意見として伺う	ご意見として伺います。 障害者団体は任意団体であり、区として公に登録等していないため、「障害者福祉の手引き」への掲載はしていません。

No	ジ ^ペ 素案	施策別	要旨	区に対応	区の考え方
----	-------------------	-----	----	------	-------